

新税の運用等に関する検討課題について

- 1 開発面積0.5ha以下への意図的な事業分割等への対応
- 2 促進区域等の設定に係るガイドラインの策定

1 開発面積0.5ha以下への意図的な事業分割等への対応（案）

課題（審議会委員からの意見等）

- ①太陽光発電事業者が、**意図的に0.5ha以下に事業を分割された場合に対処すべき**（一体性のある事業として、課税されるべき）。
- ②0.5ha以下の開発行為が、**特定の区域に密集した場合は、大規模開発の場合と同様に、森林の多面的機能への影響が大きい場合も想定されるため対処すべき。**



意見等を踏まえ対応策を検討。

対応策の検討

- ① 森林開発面積0.5ha以下への意図的な事業分割に対応するため、**開発行為の一体性を適切に判断**することを検討。
⇒次頁参照。
- ② 開発行為の一体性は認められないが、既存施設の近隣に再エネ施設を設置し、森林開発面積を合計すると0.5ha以上となる場合、課税対象とすることを検討
⇒異なる納税義務者の開発面積を合算することなど、税務上の課題など検討が必要。
状況を踏まえながら、引き続き検討することとしたい。

① 開発行為の一体性の判断

林地開発許可基準の見直しが行われ、R4年11月の運用通知において、開発行為の一体性の判断について、具体的に示されたことから、通知等を踏まえ、一体性を適切に判断していく。

林野庁では、令和4年に「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」を設置し、許可基準等の見直しを検討するとともに、同年6月には「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会報告中間とりまとめ」を公表。この中間とりまとめを踏まえ、林地開発許可制度の各種見直しを実施（R5年4月以降、太陽光発電施設を設置する場合、開発面積が0.5haを超えるものは、林地開発許可が必要など）。

○開発行為の許可基準等の運用について

（令和4年11月15日付け4林整治1188号林野庁長官通知より一部抜粋）

開発行為の一体性

開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

(1) 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

(2) 実施時期の一体性

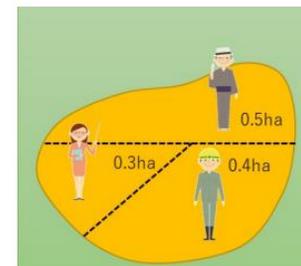
時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

(3) 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

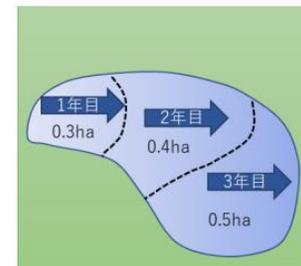
ケース①共同で開発

・森林所有者などが共同で開発を行い、それぞれの人の開発する森林の面積が1ha以下だが、全体の開発面積が1haを超える場合



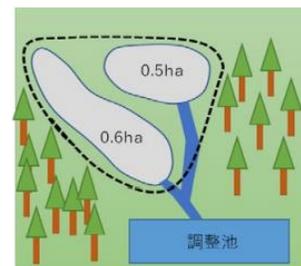
ケース②少しずつ開発

・何年にもわたって開発を行い、それぞれの年の開発面積が1ha以下だが、最終的な開発面積が1haを超える場合



ケース③集水区域が同じ

・実施箇所が異なっているが地形、水の流れからみて集水区域を同じくしており、合計の面積が1haを超える場合

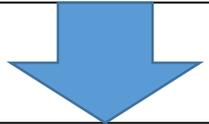


2 促進区域等の設定に係るガイドラインの策定（案）

課題（審議会委員からの意見等）

新税の目的である適地誘導の実現に向けて、促進区域等の設定を促進する必要がある。

- ・市町村による促進区域等の設定は大変な業務であり、県の積極的な支援が必要ではないか
- ・地域との合意形成に関する判断基準やガイドラインがあれば画期的である



意見等を踏まえ対応策を検討。

対応策

県が、地球温暖化対策推進法に基づく「**促進区域**」等の設定に係るガイドラインを策定し、円滑に促進区域等の設定が進むよう取り組む。

策定にあたっての基本的考え方（案）

- 市町村が促進区域等を設定する場合の「よりどころ」となる標準的な手順を定める（技術的助言）
- 事業者にとっても合意形成に向けた「よりどころ」となるものとして定める
- 主に「事業提案型」による区域設定を想定して定める
- 主に「地域の合意形成」の方法について定める（国の策定・実施マニュアル等が整備済みのため）
- 県は市町村の状況に応じて伴走型により支援する

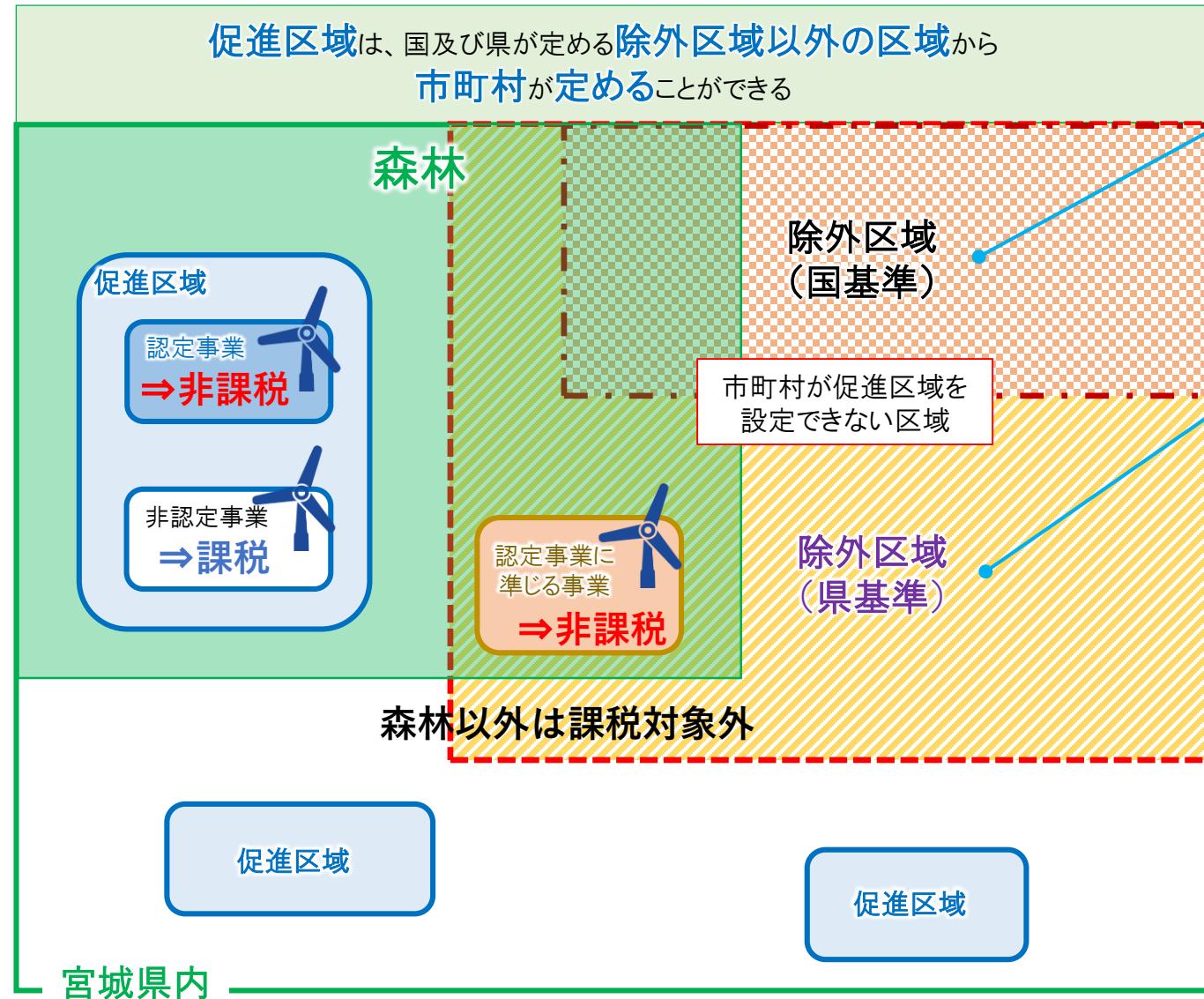
スケジュール（案）

令和5年3月～ 検討，市町村等と調整

令和5年6月 ガイドライン（案）の策定

【資料3 参考資料】地球温暖化対策推進法に基づく促進区域と認定事業(地域脱炭素化促進事業)等のイメージ

地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する基準



除外区域(国基準)

- 国立・国定公園の特別保護地区, 海域公園地区等
- 国指定鳥獣保護区の特別保護地区 等

除外区域(県基準)

- 砂防指定地
- 保安林
- 国立・国定・県立公園の特別地域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域 等

促進区域は、市町村が定めることができる再エネ事業のポジティブゾーニング

再エネ事業者のメリット

- ✓ 許認可のワンストップ特例
- ✓ アセス配慮書手続きの省略

促進区域設定等の流れ

① 促進区域の設定

市町村の地球温暖化対策実行計画において、協議会等により地域の合意形成を図りながら、環境保全や地域社会への貢献等の取組と併せて、促進区域を設定する。

② 事業計画の認定(再エネ発電事業者が、促進区域内で認定事業として実施しようとする場合)

地域の合意が図られており、地域の環境保全のための取組や、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うなど、事業計画が市町村の地球温暖化対策実行計画に適合することや、事業の実現性、その他法令遵守の状況を確認し、市町村が認定する。